

## 「みゆき野認定地域クラブ活動指導者」登録制度

### 1. 目的

この指導者登録制度（以下「本制度」という。）は、みゆき野認定地域クラブ活動（以下認定地域クラブ活動という。）において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

### 2. 定義

本制度に基づき、みゆき野ジュニアクラブ地域連携協議会（以下協議会という。）が定める研修を受講し、協議会に登録された指導者を「みゆき野認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。

### 3. 研修

指導者登録に当たって、協議会が定める研修は、以下の内容に基づき定めることが考えられる。

#### （1）対象となる研修（研修実施者）

- ① 協議会が自ら行う研修
- ② 当該市区町村が所在する都道府県が行う研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 協議会が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

#### （2）研修の内容・実施方法

研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用して、一定期間ごと（例えば年1回等）に実施することが考えられる。なお、認定地域クラブ活動指導者自身が日常的・継続的に学び続けられるようオンデマンド方式による研修環境を整備することや、夏季に入る前の時期に熱中症予防に関する研修を行うこと、近隣地域等において事件・事故が起きた際にそれに対応した防止研修等を行うことも考えられる。

### 4. 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、協議会において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

- （1）中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には、3. の協議会が定める研修を受講した者であること。
- （2）暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者。

(3) 以下のいずれにも該当しない者

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者。

#### 5. 登録手続等

- (1) 認定地域クラブ活動指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、協議会に対して登録申請書及び誓約書及びみゆき野認定地域クラブ指導者登録事前研修動画視聴確認書（以下「登録申請書等」という。）を提出するものとする。
- (2) 協議会は、登録申請書等の内容を確認し、認定地域クラブ活動指導者としての登録を行うものとする。なお、3.(1)②～④のとおり、都道府県等が研修を行う場合には、当該都道府県等において、登録申請者の研修受講の確認後、協議会に対して報告を行うものとする。
- (3) 登録申請者が所属する運営団体・実施主体が決まっている場合には、運営団体・実施主体を通じて、登録申請者から協議会に対する登録申請書等の提出を行うことや、協議会から登録申請者に対する研修の受講案内等を行うことも考えられる。
- (4) 認定地域クラブ活動指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに協議会に報告するものとする。

#### 6. 有効期間

登録の有効期間は、最長4年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々翌年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々翌年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて協議会において設定する。

#### 7. 不適切行為への対応

##### (1) 禁止される不適切行為

- ① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。
- ② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。

##### (2) 不適切行為への対応

- ① 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、運営団体・実施主体等のルールに基づき、

事案に応じた適切な対応を行うとともに、協議会に報告すること。なお、報告を受けた協議会において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことも考えられる。

- ② 上記のほか、協議会に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ③ 協議会においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。